

八 信用金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省令第四十一号）

<p>改正案</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条（略） （削る） 2 5 6 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条（略） 2 新規則第十六条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（信用 金庫法第五十三条第五項第一号に規定する短期社債等に係るものを 除く。）並びに新規則第十六条第四項第四号及び第五号に掲げるも のについては、当分の間適用しない。 3 5 7 （略）</p>